

旧優生保護法による優生手術などを受けた方へ

- 平成 31 年 4 月 24 日に、議員立法により「旧優生保護法一時金支給法（以下「法」という）」が成立し、公布・施行されました。
- 法の前文では、旧優生保護法の下、多くの方々が、生殖を不能にする手術・放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする旨が述べられています。
- 法に基づき、優生手術などを受けた方に一時金を支給いたします。

1. 一時金の対象となる方について

以下の①または②に該当する方で、現在、生存されている方が対象となります。

- ① 昭和 23 年 9 月 11 日から平成 8 年 9 月 25 日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術を受けた方（母体保護のみを理由として手術を受けた方は除きます）
- ② ①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術または放射線の照射を受けた方（母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかな手術などを受けた方を除きます）

2. 一時金の請求手続きについて

- ・お住まいの都道府県の窓口にご請求書を提出してください（郵送による提出も可能です）。
 - ・請求書や添付書類（診断書・領収書）の様式は、厚生労働省のホームページに掲載しているほか、都道府県のホームページや窓口などでも入手できます。
 - ・請求期限は、平成 31 年 4 月 24 日（法律の施行日）から 5 年以内です。
- ※ 請求書の記載事項や添付書類については裏面をご覧ください。

3. 一時金の金額

- ・一時金の額は、320 万円（一律）です。
- ・支給決定後、ご指定の金融機関の口座に独立行政法人福祉医療機構から振り込まれます。

4. お問い合わせ先

<千葉県 旧優生保護法一時金受付・相談窓口（健康福祉部児童家庭課母子保健班）>

電話番号 043-223-2332 FAX 043-224-4085 メールアドレス katei3@mz.pref.chiba.lg.jp

受付時間 9:00～17:00（月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。）

所在地 千葉市中央区市場町1-1 本庁舎 13階

※このほか、裏面に記載の各地域健康福祉センターでも受付・相談を行っています。

<厚生労働省 旧優生保護法一時金相談窓口>

電話番号 03-3595-2575 FAX 03-3595-2753 メールアドレス ichijikin@mhlw.go.jp

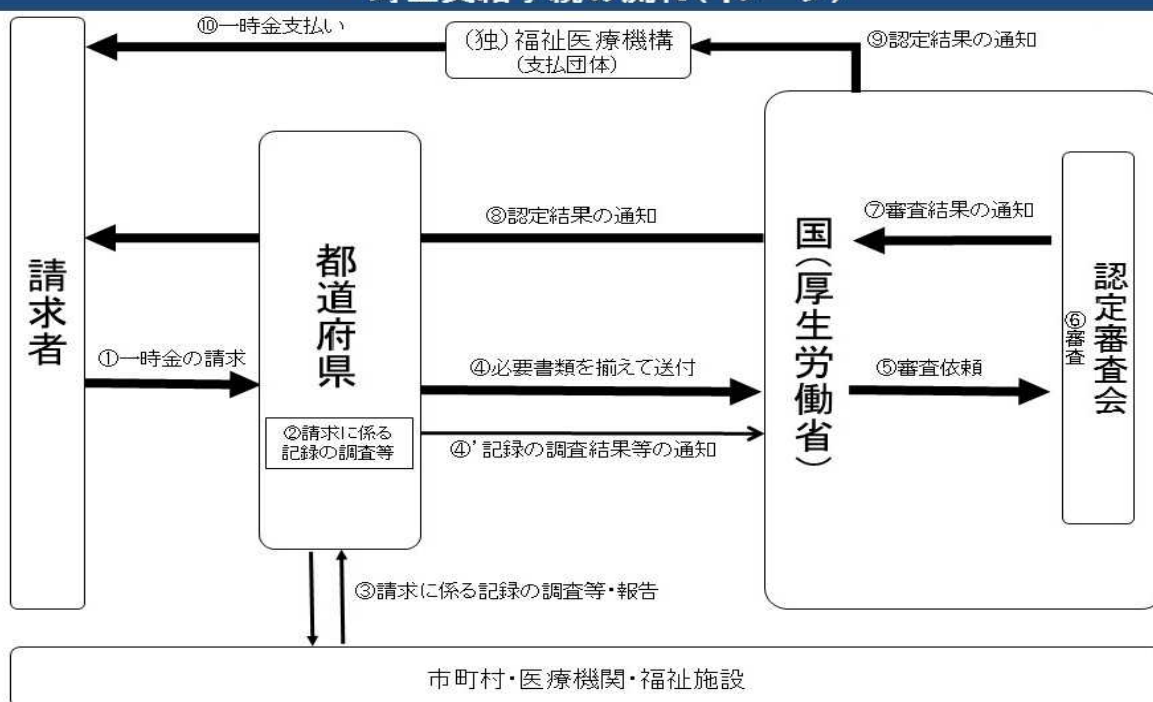
受付時間 9:30～18:00（月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。）



請求書の記載事項や添付書類について

- 請求書には、様式に沿って、優生手術などを受けた医療機関の名称及び所在地、手術などを受けた年月日（時期）、手術などを受けるに至った経緯などを記載して下さい。
- 請求書を提出する際には、以下の資料を添付してください。
 - ・住民票の写しなど請求者の氏名、住所又は居所を証明する書類
 - ・現在、優生手術などを受けた際の手術痕が残っているかどうかについての医師の診断書（特に優生手術などを実施した記録が残っていない場合には、一時金支給認定にあたっての重要な資料になりますので、可能な限り請求書とあわせて提出してください。）
※心理的ストレスが大きいなど医療機関の受診が困難な場合には、添付を省略することが可能となりますので、都道府県の窓口にご相談ください。
 - ・上記の診断書の作成に要する費用が記載された領収書など（一時金の支給が認められた場合、診断書作成費用が支給されます）
 - ・一時金の振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類（通帳やキャッシュカードの写しなど）
 - ・その他請求に係る事実を証明する資料（例：障害者手帳、戸籍謄本、関係者の陳述書、都道府県や医療機関等から入手した優生手術等の実施に関する書類など）

一時金支給手続の流れ(イメージ)



※ 上記の流れは、現在居住している都道府県内で手術を受けていた場合、現在居住している都道府県以外で手術を受けていた場合は、請求は、現在居住している都道府県に対して行い、調査等については、国(厚生労働省)からの通知を受けて、手術を受けていた都道府県が実施。
 ※ 請求者か、記録等により一時金の支給対象者に該当することを確認できる場合には、⑤～⑦は省略。

※児童家庭課のほか、各地域の健康福祉センターでも申請を受け付けています。

健康福祉センター(担当課)	〒	所在地	電話番号	管轄市町村	健康福祉センター(担当課)	〒	所在地	電話番号	管轄市町村
習志野(地域保健課)	275-0012	習志野市本大久保 5-7-14	047-475-5153	習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、船橋市	山武(地域保健課)	283-0802	東金市東金 907-1	0475-54-0611	東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町
市川(地域保健課)	272-0023	市川市南八幡 5-11-22	047-377-1102	市川市、浦安市	長生(地域保健福祉課)	297-0026	茂原市茂原 1102-1(長生合同庁舎内)	0475-22-5167	茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町
松戸(地域保健課)	271-8562	松戸市小根本 7(東葛飾合同庁舎内)	047-361-2121	松戸市、流山市、我孫子市、柏市	夷隅(地域保健福祉課)	299-5235	勝浦市出水 1224	0470-73-0145	勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町
野田(地域保健福祉課)	278-0006	野田市柳沢 24	04-7124-8155	野田市	安房(地域保健課)	294-0045	館山市北条 1093-1	0470-22-4511	館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町
印旛(地域保健課)	285-8520	佐倉市錦木仲田町 8-1(印旛合同庁舎内)	043-483-1135	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町	君津(地域保健課)	292-0832	木更津市新田 3-4-34	0438-22-3744	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
香取(地域保健福祉課)	287-0003	香取市佐原イ 92-11(香取合同庁舎内)	0478-52-9161	香取市、神崎町、多古町、東庄町	市原(地域保健福祉課)	290-0056	市原市五井 1309	0436-21-6391	市原市
海匠(地域保健福祉課)	288-0817	銚子市清川町 1-6-12	0479-22-0206	銚子市	千葉市にお住まいの方は、児童家庭課で受け付けています。				
海匠(八日市場地域保健センター)	289-2144	匝瑳市八日市場イ 2119-1	0479-72-1281	旭市、匝瑳市					